

電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器（子メーター）とは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。

計量法では「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。（計量法第16条）

これを使用した場合は計量法で罰則規定（計量法第172条）がありますが、当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いします。

検定ラベル等に表示している有効期限を今一度確認してください。



検定ラベル(検定に合格したもの)
平成23年4月から

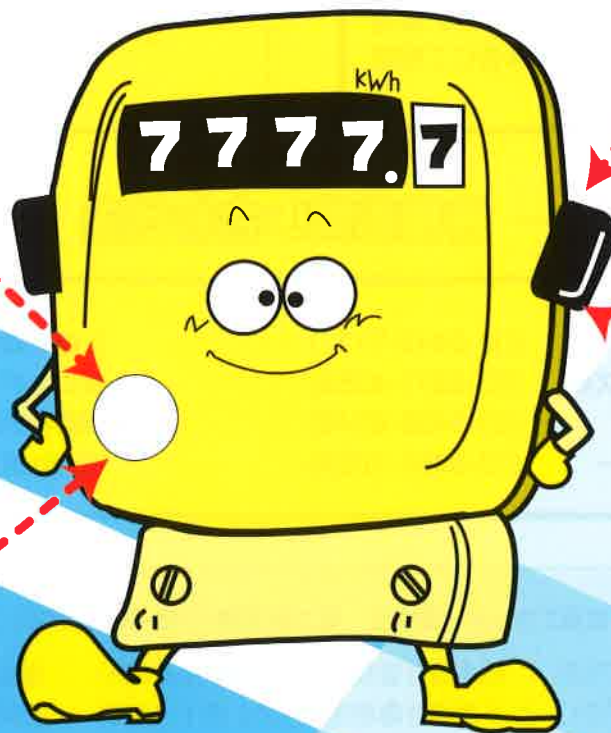


有効期限
平成38年4月を示す。

適合ラベル(基準適合検査に適合したもの)
平成23年4月から



基準適合証印
有効期限
平成38年4月を示す。



封印キャップ(検定ラベルの場合)

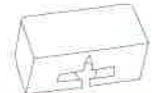


平成28年3月以前は、有効期限を元号で表示。



平成28年4月以降は、検定証印のみの表示。

封印キャップ(適合ラベルの場合)



検定票 ○ 東 32 4

(ファイバー)

有効期限平成32年4月を示す。

検定証印

平成21年1月から



変成器付計器の有効期限は検定票に表示してあります。

立入検査についてのお知らせ

立入検査は、行政機関（各地方自治体の計量検定所、計量検査所）によって行われます。民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の委託を受けて調査や立入検査を行うことはありませんのでお知らせします。

電気の子メーターに関する Q&A

Q 子メーターは検定等を受けなければ使用できませんか？

A 計量法の第16条（使用の制限）で、
 (1)検定証印又は、基準適合証印が付されていないものを使用すること。
 (2)検定証印又は、基準適合証印の有効期限を経過したものをを使用すること。
 (3)変成器とともに使用する電気計器の場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用することが禁じられています。
 したがって、子メーターは、検定あるいは自主検査に合格したもので有効期間内のものでなければ使用できません。目的とするところは、電力会社の取引用電気計器と同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことにあります。

Q 有効期限が過ぎた場合には？

A 検定済みの新品又は修理品の計器に取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。最寄りの電気工事店又は下記の事業者にご相談ください。

Q 有効期間は、どのように決められていますか？

A 政令上は、変成器とともに使用するものかどうか、あるいは、電圧や電流の定格値によって規定されています。計器の種類に応じて、以下に示す期間が有効となります。なお、有効期間は、検定あるいは自主検査に合格した月の翌月1日から起算します。

(1)単独計器（メーターのみ）	
分類（定格電流等）	有効期間
・ 30A, 120A, 200A, 250A	10年
・ 20A及び60Aの電子式	10年
・ 〃 の機械式	7年

(2)変成器付計器（変成器とともに使用）	
分類（定格電流等）	有効期間
・ 定格一次電流120A以下の変流器とともに使用する計器（定格一次電圧300V超過の変圧器とともに使用するものを除く）	7年
・ 電子式	7年
・ 上記以外のもの	5年

各種お問い合わせ先

子メーターの交換

大崎電気工業(株)	(03-3443-7177)	三菱電機(株)	(03-3218-6660)
東光東芝メーターシステムズ(株)	(03-6371-4359)	(株)エネゲート	(06-6458-7936)
G E 富士電機メーター(株)	(03-5435-6346)	相原電気計器(株)	(03-3454-6921)
(株)電気計器サービスセンター	(03-3451-1024)	昭和計器工業(株)	(043-237-7875)

計量法関係

経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課(048-600-0390) http://www.kanto.meti.go.jp/		
茨城県計量検定所(029-221-2763)	栃木県計量検定所(028-667-9425)	群馬県計量検定所(027-263-2436)
埼玉県計量検定所(048-652-2171)	千葉県計量検定所(043-251-7209)	東京都計量検定所(03-5617-6628)
神奈川県産業技術センター計量検定所(045-421-3484)		前橋市計量検査所(027-255-2218)
川崎市計量検査所(044-222-1827)	横浜市計量検査所(045-671-2587)	

検定関係

関東地区証明用電気計器対策委員会 事務局(日本電気計器検定所検定部)
 (03-3451-1195-4625-6761) <http://www.jemic.go.jp/>